

◆地場産品類型(抜粋)

平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準	
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程(イ及び第五号において「製造等」という。)を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ること。 イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明(口において「証明」という。)(が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの
4号	返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第八号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
7号の2(宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。))における宿泊の提供に係る役務であること。
7号の3イ 五万以下(宿泊)	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
8号イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

◆該当類型ごとの記載内容一覧表

	回答欄A	回答欄B	回答欄C
1号	区域内で行われている生産の内容(栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等) ※加工品は2号または3号で記述すること	—	—
2号	当該返礼品等の主な原材料のうち、区域内で生産された原材料名	当該返礼品等の主な原材料のうち、区域外で生産された原材料名	返礼品等の重量や付加価値のうち区域内で生産された原材料(回答欄A)によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
3号	区域内で行われている工程(加工・製造)の詳細 ※実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例 単なる切断や組み立て、梱包、混合などは相応の付加価値が生じていると判断できません。	区域外で行われている工程の詳細	返礼品等の付加価値のうち区域外で行われている工程(回答欄A)によるものの割合とその算出方法(当該割合が全体の価値の半分以上を一定程度以上上回るという理由を説明すること)
4号	区域内で行われている生産の内容(栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等) ※加工品は原則非該当	流通構造上、混在が避けられない理由	混在する可能性のある地方団体名
6号	地場産品について、該当する地場産品基準の類型(1～5号)及びその該当理由	地場産品と地場産品以外のものの附帯関係	・調達費用のうち地場産品に係る費用 ・調達費用のうち附帯品に係る費用 ・地場産品の割合(要7割以上)
7号	・役務が提供される施設名等 ・(区域外での役務の提供が含まれる場合)提供される所在地	役務の内容 ※区域内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。	役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性がある(区域外の同種の役務では代替できない)という理由
7号の2(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体が属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営する旨	フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体が属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものではない旨
7号の3イ 五万以下(宿泊)	役務が提供される施設名・所在地	1人1泊あたりの調達費用の額	—
8号イ	当該返礼品等を共通して提供する市区町村名全て	当該返礼品等が該当する地場産品基準の類型(1～7号の4)及び当該類型で回答することとなっている内容すべて	共通の返礼品等を提供するにあたって各団体の同意を得ている旨 ※申請時点で全団体の同意を得ている必要があります。
8号ハ	認定地域資源名	—	—